

公契約約款特約条項

(賃金の支払)

第1条 請負者及び請負関係者は、大和郡山市公契約条例（平成26年12月大和郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者（以下「労働者」という。）に対し、条例第5条第4号アに規定する最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

(請負者の連帯責任)

第2条 請負者は、請負関係者が労働者に対して支払った賃金等が最低賃金額を下回ったときは、当該賃金等と最低賃金額との差額に相当する額を当該請負関係者と連帯して支払わなければならない。

(台帳の整備等)

第3条 請負者は、公契約に係る業務に従事する労働者の氏名、年齢、その他大和郡山市公契約条例施行規則（平成27年3月大和郡山市規則第9号。以下「規則」という。）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 請負者は、台帳の記載事項を市長が指定する期日までに報告しなければならない。（労働者への周知）

第4条 請負者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者に周知しなければならない。

(1) 労働者の範囲

(2) 最低賃金額

(3) 条例第6条及び規則第5条第2号の規定による申出をする場合の申出先

(報告及び立入検査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負者に対して報告を求め、又は市の職員に請負者の事業所等へ立ち入り、労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1) 労働者から条例第6条及び規則第5条第2号の規定による申出があったとき。

(2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

(是正措置)

第6条 市長は、前条の報告及び立入検査の結果、請負者又は請負関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該請負者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 請負者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、市長が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約の解除)

第7条 市長は、請負者又は請負関係者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定による契約の解除により市に損害が生じたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

2 前条の規定による契約の解除により請負者に損害が生じても、市は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第9条 市長は、第7条の規定により契約を解除したときは、違約金を徴取することができる。

(請負者の責務)

第10条 請負者は、公契約を請負するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 請負者及び請負関係者は、労働者から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。